

5-2 振動関係の届出

届出の種類	法的根拠		届出期間	摘要
	振動規制法	県条例		
特定施設設置届	6条	80条	工事着手の30日前	新たに特定施設を設置しようとするとき
特定施設使用届	7条	81条	法律適用日から30日以内	新たに地域指定等が行われた場合、地域等指定以前に既にその地域に特定施設を設置していたとき
特定施設の種類及び能力ごとの数※)・特定施設の使用の方法変更届	8条	82条	工事着手の30日前	6条又は7条による届出をしたものについて、その特定施設の種類及び能力ごとの数、使用の方法を変更するとき
振動の防止の方法変更届	8条	82条	工事着手の30日前	6条又は7条による届出をしたものについて、その振動の防止の方法を変更するとき
氏名等変更届	10条	84条	変更日から30日以内	氏名（名称、住所、所在地）に変更あつたとき
特定施設使用全廃届	10条	84条	廃止日から30日以内	特定工場等の特定施設のすべての使用を廃止したとき
承継届	11条	84条	承継があつた日から30日以内	特定施設の譲渡、賃貸、相続、合併等に伴い、届出をしたもの的地位が承継されたとき

※) 第8条第1項ただし書きの規定について

騒音規制法においては、特定施設の種類等に係る直近の届出数の2倍以内の数に増加する場合までは変更の届出を要しないとされているが、振動規制法では、すでに届出されている特定施設の種類等に係る数を増加しない場合に限り軽微な変更とされ、届出を要しないとされている。

また、特定施設の台数は、特定施設の種類及び能力ごとに捉えているので、更新等によって新たな能力の特定施設が設置される場合には、すでに届出た台数以内であっても本条の特定施設の変更の届出を要することになる。